

【消費税改定後】平成31（2019）年度 栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表（確定）

市町名 日光市

【問い合わせ】

市町担当課名 健康福祉部健康課
郵便番号 321-1262
住 所 日光市平ヶ崎109番地
T E L 0288-21-2756
F A X 0288-21-2968

種 別	年齢区分		委託料 (消費税含む)	備考
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風（DPT-IPV）	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		11,700 円	
ジフテリア、百日せき、破傷風（DPT）	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		5,800 円	
ジフテリア、破傷風（DT）	11歳以上13歳未満		5,800 円	小学校6年生にお知らせします
麻しん、風しん（MR）	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	12,000 円	
	2期	平成25年4月2日～平成26年4月1日生		
麻しん	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	7,700 円	
	2期	平成25年4月2日～平成26年4月1日生		
風しん	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	7,700 円	
	2期	平成25年4月2日～平成26年4月1日生		
日本脳炎	1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	7,900 円	【特例対象について注意事項】 ①平成19年4月2日～平成21年10月1日までに生まれた方で、第1期（全3回）の接種が済んでいない方は、9歳から13歳未満の第2期接種期間に限り第1期の不足分も定期予防接種の対象となります。 ②平成7年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた方は、20歳になるまでは定期予防接種の対象となります。
	2期	9歳以上13歳未満		
	特例	①平成19年4月2日～平成21年10月1日生 ②12歳から20歳未満にある者		
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者		7,800 円	
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		10,400 円	
子宮頸がん	平成15年4月2日～平成20年4月1日生まれ		17,000 円	積極的な接種勧奨が再開された場合は中学1年生から高校1年生相当に勧奨します
H i b（インフルエンザ菌b型）	生後2月から生後60月に至るまでにある者		9,600 円	
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでにある者		12,500 円	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		9,700 円	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		7,700 円	
予診のみ			2,400 円	2種類以上の同時接種予定で見合わせとなった場合は1種類のみ請求可。予診票は請求するもののみ添付

特記事項

- ・「請求書兼報告書」に押印する印鑑は代表者の印を使用してください。（シャチハタ印のようなインク付印は請求印として認められません。必ず朱肉を使用する印鑑を押印してください。）
- ・接種の際には、母子健康手帳、日光市子ども医療費受給資格者証、健康保険証の確認及び接種後の母子健康手帳への接種記録をお願いいたします。
- ★以下の場合には、支払できませんのでご注意ください。
 - ・対象年齢（年齢区分）に該当しない場合
 - ・生ワクチン接種後、別のワクチンを接種するまでの間隔が27日以内の場合
 - ・不活化ワクチン接種後、別のワクチンを接種するまでの期間が6日以内の場合